

## 軽自動車税Q & A

**Q** 4月2日に原動機付自転車を知人に譲渡しましたが、私あてに軽自動車税の納税通知書が送られてきました。私が税金を納めなければいけないのでしょうか。

**A** 軽自動車税は、4月1日（賦課期日）現在所有している方に課税されますので、4月2日譲渡したとしても、今年度分はあなたに課税され、納めることとなります。また来年度から譲渡した方に課税されることとなります。なお、譲渡した手続きをされていませんと、来年度もあなたに課税されますので、必ず手続きをしてください。

**Q** 軽自動車を10月に廃車しました。軽自動車税は4月に納めてあります。月割りで税金は戻るのでしょうか。

**A** 軽自動車税は、年税です。年の途中で廃車にしたとしても普通車のように月割りでの税金の還付はありませんので、ご注意ください。

**Q** 原動機付自転車を盗難されてしまいました。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

**A** 警察に盗難届を出し、盗難届受理番号、届け出した警察署名、届け出した日時を控えて、印鑑と原動機付自転車ナンバーの分かるもの（標識交付証明書など）持参して、税務課で手続きをしてください。そうしないと税金が課税され続けます。また車両が発見されその後使用する場合には、改めてナンバー取得の手続きを行ってください。

**Q** 古くて乗れなくなったので、家に置いたままです。使っていないのに税金を払わなければならないのでしょうか。

**A** 軽自動車税は、軽自動車等を所有していることに対して課税される税金で、毎年4月1日に登録している方に課税されます。使用不能で置きたままになっているような場合でも、廃車手続きをしないと軽自動車税は課税され続けますので、使用しなくなりましたら、廃車手続きをしてください。

**Q** 友だちにあげたつむりのバイクが、転々と譲り渡ってどこにいったかわからなくなりました。軽自動車税の納税通知書が私のところへ来ます。友人に聞いても誰が所有しているのかわかりません。どのようにしたらよいですか。

**A** このような場合は、事情をお聞かせいただいたうえで、廃車手続きが可能な場合があります。税務課までご連絡ください。

**Q** 車検用の納税証明書をなくしてしまったのですが、どうすればよいですか。

**A** 納税証明書が必要な場合は、車検証をお持ちのうえ税務課窓口で申請してください。軽自動車税をお支払いいただければ、その場で交付します。手数料はかかりません。

なお、納付書でお支払いの方は、納税通知書に納税証明書がついています。口座振替で振替日に引落しが確認出来た方は、6月上旬に納税証明書をお送りします。

**Q 年の中途（10月）に中古の軽自動車を購入しましたが、11月が車検です。この場合の納税証明書はどうすればよろしいでしょうか？**

A 非課税証明書を発行します。車検証をお持ちのうえ税務課窓口で申請してください。手数料はかかりません。

**Q 4月1日に廃車した場合には、税金が発生するのですか。**

A 4月1日現在所有の方に税金がかかりますので、この場合には税金はかかりません。なお、1日遅れて4月2日に廃車した場合には税金がかかります。

**Q 3月に古い軽自動車（4輪）を引き取ってもらって、新車に替えたのに納税通知書が旧車と新車分の2通来ました。どういうことなのでしょう。**

A この場合、旧車を引き取ってもらった業者が廃車の手続きをしていないことが考えられます。4輪の軽自動車の場合には軽自動車協会にて廃車等の所定の手続きが必要になります。市ではその連絡により手続きを行いますので、このような場合には引き取り先の業者とその車検証を確認してください。

**Q 1月に転出した際に、そのまま転出先の県外にある軽自動車協会で軽（4輪）を廃車したのに、4月に納税通知書が届きました。廃車した書類がありますが、なぜ納税通知書が届くのでしょうか。**

A 県外にて軽自動車等を廃車した場合には、個人で軽自動車税の差し止めの手続きをしていただくことが必要です。廃車手続きの際に受け取る軽自動車税申告書（報告書）の写しを山梨市まで送付してください。

**Q なぜ税金の係でナンバーを出しているのですか。**

A 原動機付自転車（バイク）のナンバープレートは、そのバイクに軽自動車税が課税されていることを表示するために、条例の規定に基づき市が交付しているものです。（車検のある車両等とはその意味が違います。）したがって、山梨市ではナンバープレートの交付事務を税務課で行なっています。

**Q 標識交付証明書・廃車受付書をなくした場合、どうすればよいですか。**

A 本庁税務課・牧丘、三富各支所の窓口で再交付します。印鑑と身分証明書（免許証等）をお持ちください。第三者が手続きする場合は、委任状が必要です。

「標識交付証明書」は、ナンバープレートを交付する際にお渡しする書類で、所有者の住所、氏名、メーカー名、車体番号、ナンバープレートの番号が記載されています。バイクの譲渡や自賠責保険の加入の手続きに必要となります。

**Q ナンバーを盗まれました（割れてしまいました）。どうすればよいのでしょうか。**

A ナンバープレートが盗まれたり、き損した場合は、再交付の申請をしてください。印鑑、身分証明書（免許証・住基カードなど）、手数料（300円）をお持ちのうえ、本庁税務課・牧丘、三富各支所までお越し下さい。新しいナンバープレートをその場で再交付します。

き損の場合は、一部分でも構いませんのでナンバープレートははずしお持ち下さい。

盗難の場合は、ナンバープレートが悪用される恐れがありますので、警察に盗難届を出すようにしてください。

**Q 自分の気に入った番号のナンバープレートが欲しいのですが、可能ですか。**

A 普通自動車のようないわゆる「希望ナンバー制度」は行っていません。末尾が4と9を除いて数字の順番どおりに交付しています。

**Q 自賠責保険は入らなければならないのですか。**

A 万一の交通事故の際の、基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含む全ての自動車の保有者に、法律で加入が義務づけられています。市役所では、手続きはできませんので、損害保険会社や共済組合、農協等が扱っていますので、おたずねください。

**Q バイクが家の前に放置されているので、所有者を教えてください。**

A バイクの所有者に関する情報は、警察を除く第三者に対しては公開していませんので、警察へご連絡をお願いします。

**Q 山梨市に住民登録（住民票）がなくてもバイクの登録はできるのですか。**

A バイクを使用する場所（定置場といいます。）が市内であれば可能です。軽自動車税は、軽自動車等の定置場の所在する市町村で課税されることになっていますので、住民票が他市にあっても山梨市内で使用する場合は、山梨市に対して軽自動車税をお支払いいただくこととなります。具体的な手続方法は、税務課までご連絡ください。

**Q 仮ナンバーを借りるのはどうすればよいのですか。**

A 仮ナンバーを借りるには、印鑑・自賠責保険証・手数料（750円）が必要です。窓口に申請書がありますので、必要事項を記入していただきます。その際に自賠責保険証を確認させていただきますので、お持ちになるのを忘れないようにご注意ください。なお、車検が必要なバイク用もあります。

なお、基本的には車検や販売のための回送以外の理由ではお貸しできませんのでご注意ください。